

報道資料

令和2年4月14日(火)

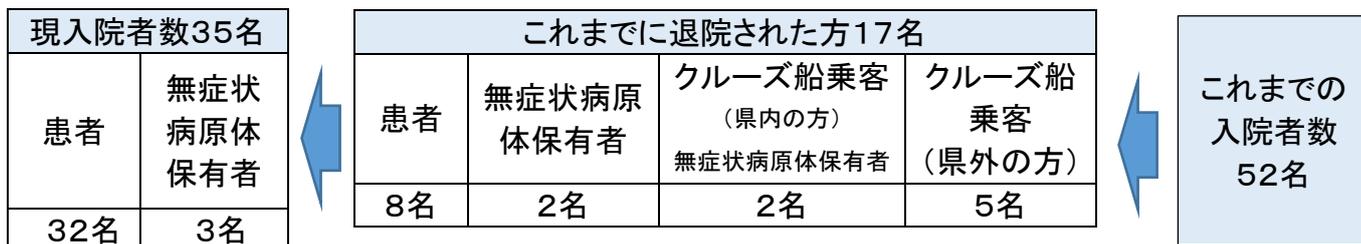
福祉医療部 医療政策局 疾病対策課 担当:戸毛・池田
報道専用電話:0742-27-8612(ダイヤルイン)内線:3130、3136
一般相談電話:0742-27-8561
総務部知事公室 防災統括室 担当:中西・北畑
電話:0742-27-7006(ダイヤルイン)内線:2270, 2302

新型コロナウイルス感染者・患者の発生について

奈良県において新型コロナウイルス感染症の感染者(県内感染者45、46、47例目、患者38、39、40例目)が発生しました。現在、濃厚接触者の把握を含めた積極的な疫学調査を確実に行ってまいります。

感染者……PCR検査の結果が「陽性」の方
患者……PCR検査の結果が「陽性」で、かつ、症状のある方

1) 入院者数の状況



2) 感染者(患者)の概要

感染者 45 例目(患者 38 例目)					
年代・性別	40代・男性	採取日 結果判明日	4月10日 4月13日	感染経路	勤務先(兵庫県)で陽性者と接触
居住地	葛城市	入院日	4月14日	濃厚接触者	家族4名
職業	会社員	現在の状態	軽症	特記事項 (発症後の行動等)	発症後、下記以外外出せず 4月10日保健所へ相談後、近医受診。 同日、陽性者との接触が判明。帰国者・接触者相談センターへ相談し、外来受診
発症日 症状	4月6日 発熱、頭痛、倦怠感		発熱、咳、嗅覚異常		

感染者 46 例目 (患者 39 例目)

年代・性別	40 代・男性	採取日 結果判明日	4 月 11 日 4 月 14 日	感染経路	調査中 (大阪市内勤務)
居住地	橿原市	入院日	4 月 14 日	濃厚接触者	家族 2 名
職業	理学療法士 (大阪市内病院 勤務)	現在の状態	軽症	特記事項 (発症後の行 動等)	発症後は下記以外外出せ ず 4 月 9 日近医受診 4 月 11 日近医より帰国 者・接触者相談センターへ 相談し、外来受診
発症日 症 状	4 月 8 日 発熱、倦怠感		発熱、咳、倦 怠感、間接筋 肉痛、下痢		

感染者 47 例目 (患者 40 例目)

年代・性別	10 代・男性	採取日 結果判明日	4 月 12 日 4 月 14 日	感染経路	県内 39 例目の濃厚接触 者
居住地	三郷町	入院日	4 月 14 日	濃厚接触者	家族 2 名(4 月 12 日の検 査結果は陰性)
職業	高校生	現在の状態	軽症	特記事項 (発症後の行 動等)	県内 39 例目の陽性判明 日(4 月 11 日)以降外出 せず
発症日 症 状	4 月 12 日 咳		咳		

今後とも、迅速で正確な情報提供に情報提供につとめますが、感染症法第 16 条第 2 項による個人情報保護の観点から、患者及びご家族等の個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。また、施設等への取材はご遠慮いただきますようお願いいたします。

3) 県の対応

- 新型コロナウイルス感染症については、県のホームページに最新情報を掲載しています。
- 新型コロナウイルス感染症を疑う方への相談窓口として、「帰国者・接触者相談センター」を設置しています。海外から帰国された等の方で何らかの症状がある方はご相談下さい。

■ 帰国者・接触者相談センター(新型コロナ受診相談窓口)

相談窓口	電話番号	FAX 番号	対応時間
奈良県庁	0742-27-1132	0742-22-5510	平日 8:30~21:00 土・日・祝 10:00~16:00

新型コロナウイルス感染症を疑う要件に該当される方(※1)は、夜間でも保健所での電話対応が可能です。

※1 「新型コロナウイルス感染症を疑う要件」とは次のア～エのいずれかです。(現時点での定義であり、今後変更する可能性があります。)

	症状	接触歴など
ア	発熱(37.5℃以上)または呼吸器症状	発症前 14 日以内に新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触した
イ	発熱(37.5℃以上)かつ呼吸器症状(肺炎を疑わせる)	発症前 14 日以内に海外渡航歴(特に流行地※2)がある
ウ	発熱(37.5℃以上)かつ呼吸器症状(肺炎を疑わせる)	発症前 14 日以内に海外渡航歴(特に流行地※2)のある者と濃厚接触した
エ	渡航歴に関わらず、37.5℃以上の発熱かつ原因不明の肺炎	

※2 流行地は以下のとおりです。

アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イスラエル、イタリア、イラン、インドネシア、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サンマリノ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タイ、台湾、チェコ、中国(香港及びマカオを含む。)、チリ、ドイツ、ドミニカ国、トルコ、デンマーク、ニュージーランド、ノルウェー、パチカン、パナマ、ハンガリー、バーレーン、フィリピン、フィンランド、フランス、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ポルトガル、ポーランド、マルタ、マレーシア、モナコ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク及びルーマニア

【県民の皆様】

【「うつらない」「うつさない」ために】

- ・大都市との往来自粛
- ・海外渡航自粛
- ・大阪府、兵庫県から奈良県への通勤者は、できるだけ在宅勤務をお願いします。

- ・4月7日、政府より、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県を対象とする「緊急事態宣言」が出されました。
- ・これらの大都市では感染が急速に拡大しています。県民の皆様には、感染リスクの高い「緊急事態宣言」が出された大都市への往來を避けてください。
- ・また、繁華街の接客を伴う飲食店等の利用も自粛してください。
- ・一人ひとりが油断することなく、咳エチケット、手指衛生、部屋の換気の励行など、「うつらない」「うつさない」ための取組徹底を強くお願いいたします。